

平成28年度

地域包括ケアモデル事業活動成果報告会

地域包括ケアシステムと助け合い 尊厳ある暮らしのために

2017年3月21日 愛知県

公益財団法人さわやか福祉財団
理事長 清水 肇子



**私たちは夢の長寿を手に入れたはずなのに
なぜ喜べないのでしょうか？**

**認知症や寝たきりになったら、なぜ、役割が
持てないのでしょうか？**

高齢になっても、認知症になっても、障がいがあっても、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと最後まで暮らしていただけるために必要なこと

尊厳ある暮らしのためにー

**日々の生活の安心・安全の確保
いきがいの創出**

これらを満たすためには、
地域のお互いさまの助け合いが不可欠です

居場所で生きがいを得て、こんなに元気になりました



要介護4から阿波踊りに参加するまで回復
(83才 脳血管障害、1人暮らしの女性)



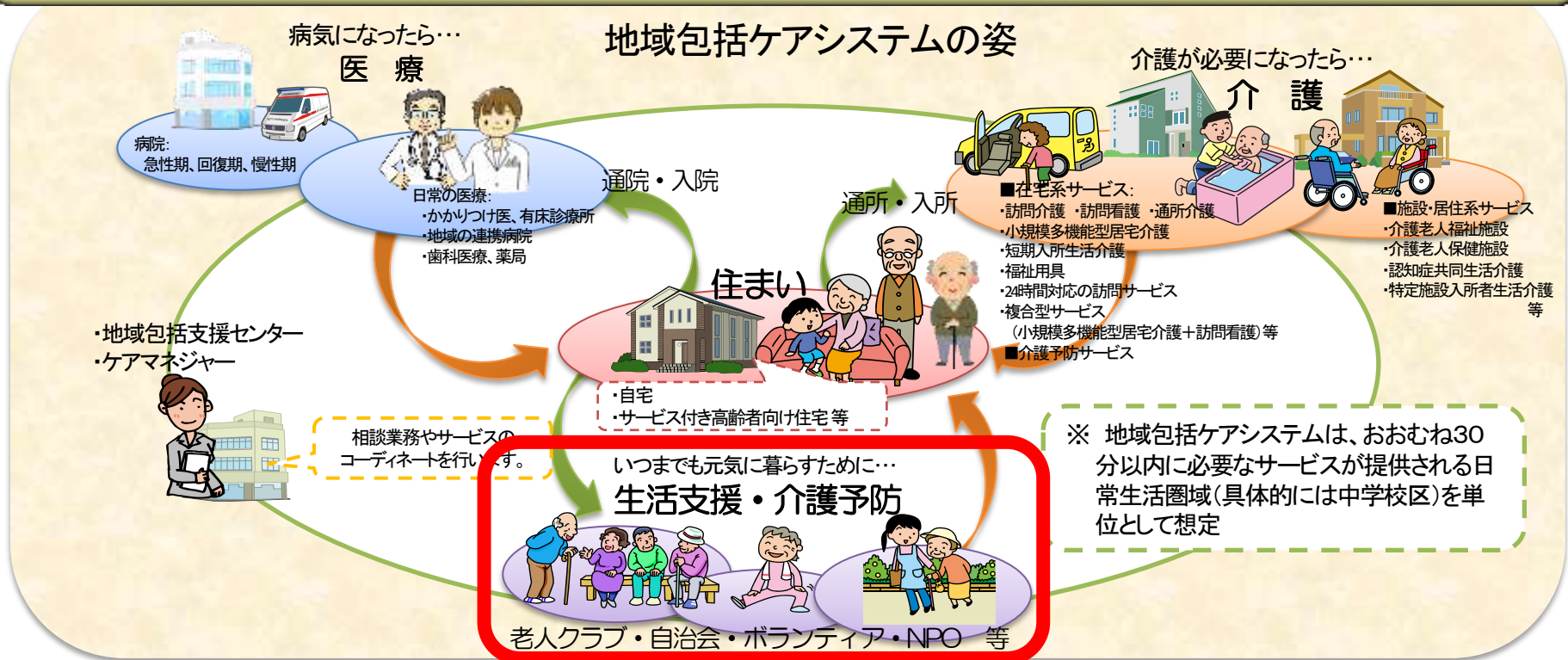
ほとんど寝たきりから
「歌姫」に
(87才圧迫骨折の女性)



杖をつかないと立ち上がれな
かった元美容師さんが立ち上
がって、居場所の仲間の髪を切
るまでに回復

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域支援事業の全体像

< 改正前 >

介護保険制度

< 改正後 >

【財源構成】
 国 25%
 都道府県 12.5%
 市町村 12.5%
 1号保険料 22%
 2号保険料 28%

【財源構成】
 国 39.0%
 都道府県 19.5%
 市町村 19.5%
 1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

改正前と同様
 事業に移行
 全市町村で実施
 多様化

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援1~2、それ以外の者)
 ○**介護予防・生活支援サービス事業**
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 ○**一般介護予防事業**

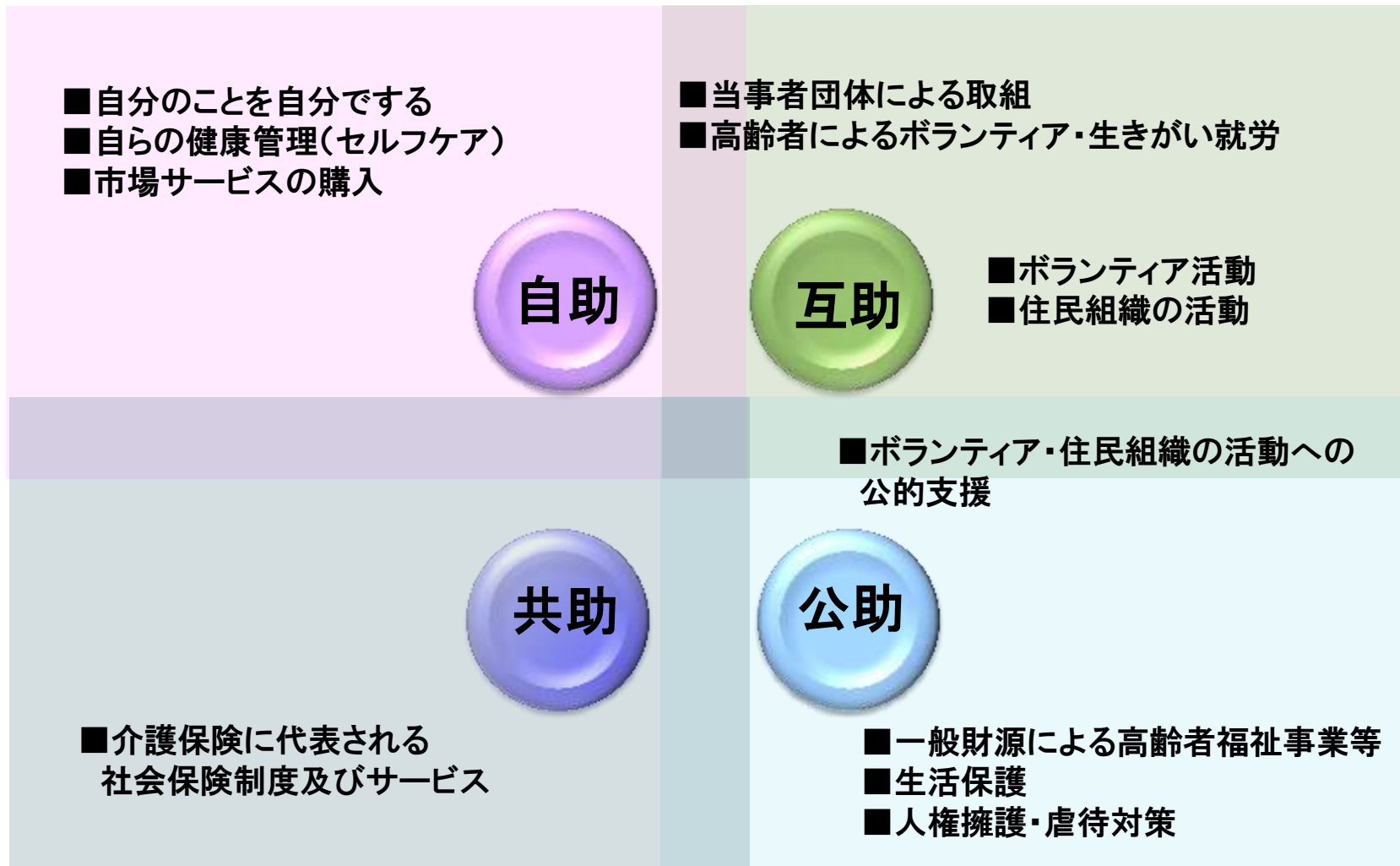
包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
 ○在宅医療・介護連携推進事業
 ○認知症施策推進事業
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
 ○**生活支援体制整備事業**
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

充実

地域支援事業

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



(平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より)

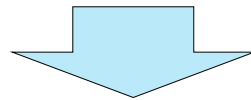


新地域支援事業の意味とは

介護保険制度の一部改正という意味合いを超えた
「まったく新しい地域づくりへの一大変革」

福祉サービスを提供する制度から、住みやすい地域をつくるための多様な活動づくり、人づくり、絆づくりを支える制度への転換

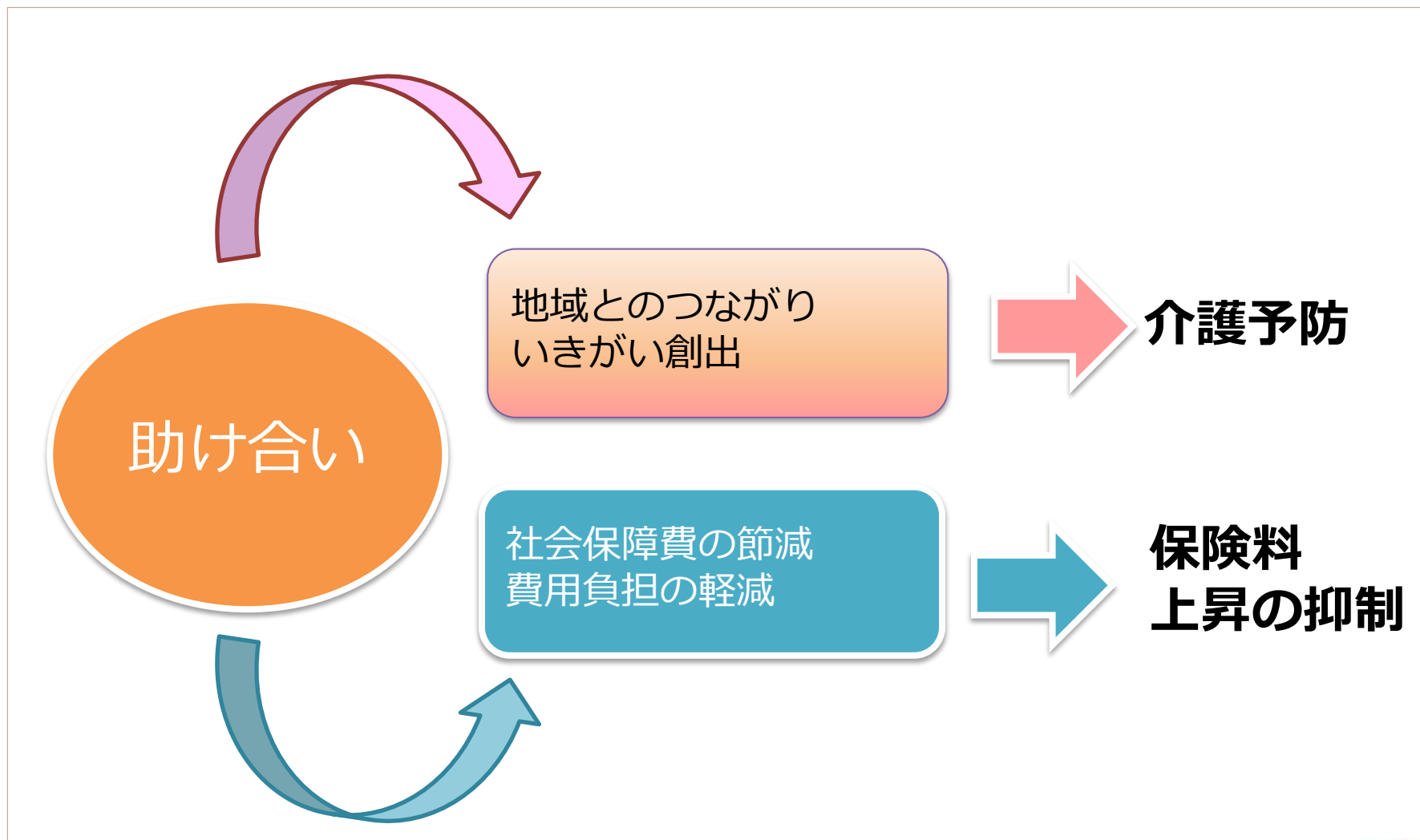
助け合いの活動がどのくらい日々の生活支援を提供できるよう普及するかで暮らしの満足度（幸福度）が大きく変わる



ガイドライン総則の「共生社会の推進」をはじめ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（2015年9月）、「我が事・丸ごと 地域共生社会実現本部」（2016年7月）等々、時流は「地域共生」へ



助け合いが広がる効果



住民・ボランティアは、どこまで生活支援・身体介助に取り組めるか “ボランティア・キャパシティ” – その可能性

可能性の判断の視点 たとえば、

- **身体に触れるか触れないか**
- **専門的知識の必要性**
- **本人の協力意思**

将来の姿としては、生活支援、特に体に触れない援助行為は、要介護度にかかわらず互助で行う方向を目指したい
(さわやか福祉財団 – 高齢期の生活支援のあり方提言より)



生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） 協議体という制度の誕生

住民の助け合い活動は、それぞれの思いに基づいたものであり、行政の指示や命令では進まず、地域づくりはできない

住民の側に立ち、目指す地域像の実現に向けて、助け合いの創出とネットワークの仕組みづくりを強力にすすめていくためにこの制度が誕生した

鍵は、住民主体の多様な助け合い活動の創出とネットワークづくり

この目的達成に向けて、適切に、生活支援コーディネーターと協議体を選任・構成し、活動をすすめていくことがポイント

幅広く柔軟な地域の助け合いの基盤づくりが重要！



生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

市町村または担当圏域（以下参照）において、生活支援等サービス、特に住民主体の助け合いの仕組みを構築する推進役。資格は不要。地域を皆で良くしたいという思いが不可欠

協議体－構成員

生活支援コーディネーターの活動をサポートし、互助を中心とした地域づくりを推進する。生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参加し、団体間の連携協働を促進し、住民主体の助け合い活動を共に創出・充実する組織（及びメンバー）。

（主な構成員）地縁組織、NPO法人、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブ、JA、生活協同組合、シルバー人材センター、企業（社会貢献）、事業者・施設、医療機関、大学 等 行政（連携）

※地域特性により様々に構成

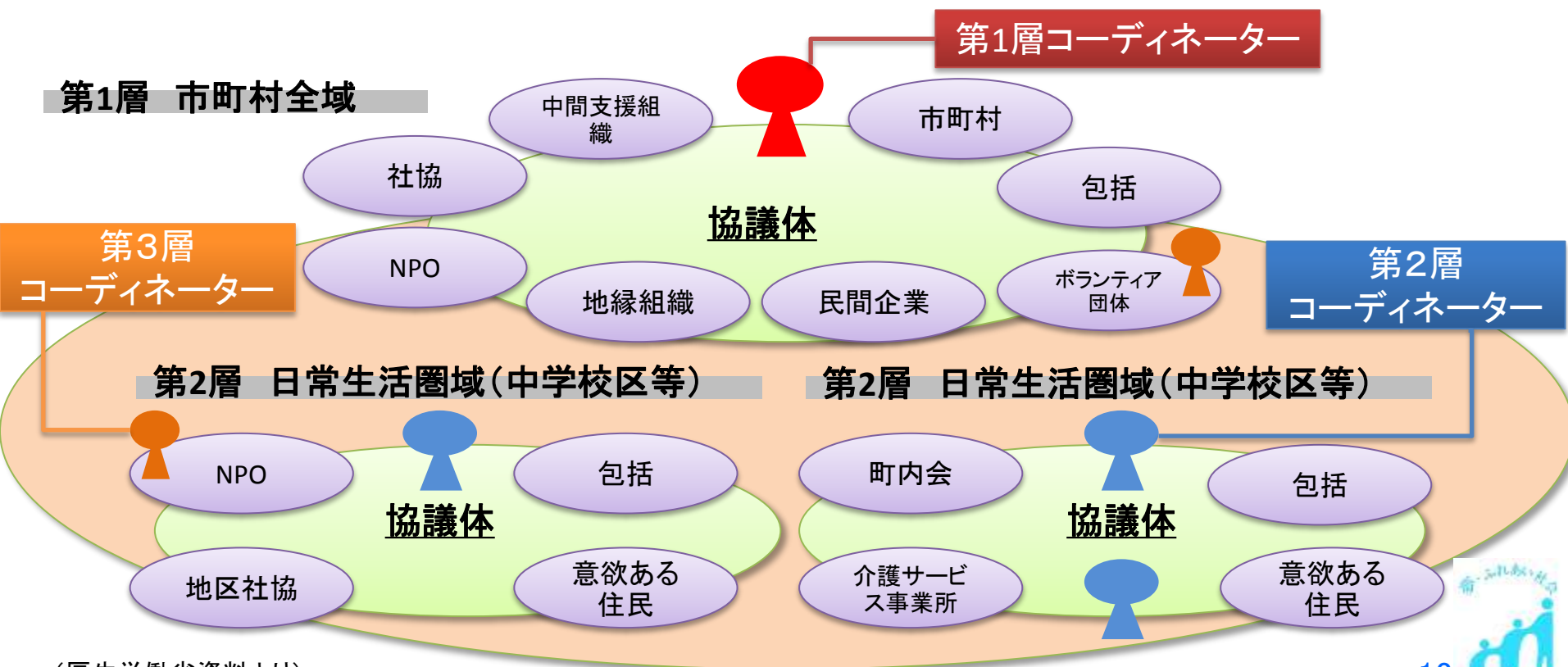
■ いずれも活動区域ごとに選任設置

第1層 市町村全域（政令指定都市の場合は行政区毎）
市町村全体の取り組み方を考え、時に政策提言も実施

第2層 日常生活圏域（中学校区域等。自治体の実情による）
活動の現場に近い立場で、地域の実情を把握し推進
規模の小さい自治体では第1層と兼ねて選任設置も有り

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



(厚生労働省資料より)



助け合いを広げるために不可欠な基盤づくり

生活支援コーディネーター及び協議体の地域づくりのイメージ（例）

取り組みは、大きく3つの段階（ステップ）で考えられる。
これらは、必ずしも順番通りでなくとも、地域の実情に応じて、できるところから、あるいは並行してすすめていく。

●ステップ1 体制固め－基盤づくり

第1層・第2層生活支援コーディネーター及び協議体の選任設置

（例・第1層生活支援コーディネーターがまず選任された場合）

第1層生活支援コーディネーターは、助け合いを推進する有効な体制がつけられるよう「目指す地域像」を地域の中で共有し、第1層協議体、第2層生活支援コーディネーター・第2層協議体の適切な選任設置にかかわっていく。

●ステップ2 地域把握と働きかけ－ニーズと担い手の掘り起こし、コーディネート

「本人の尊厳」「自立支援」を基本に、地域の状況の把握と担い手の掘り起こし、コーディネートをすすめる。手法としてアンケートやヒアリング、面談調査、そして極めて有効な手法としてワークショップがある。住民ワークショップは第2層が地道に繰り返し行う。統括は第1層が行い、広域で対応するものの検討や、また住民ワークショップのニーズで、助け合いで解決できないものは行政への政策提言を行う役割を持つ。

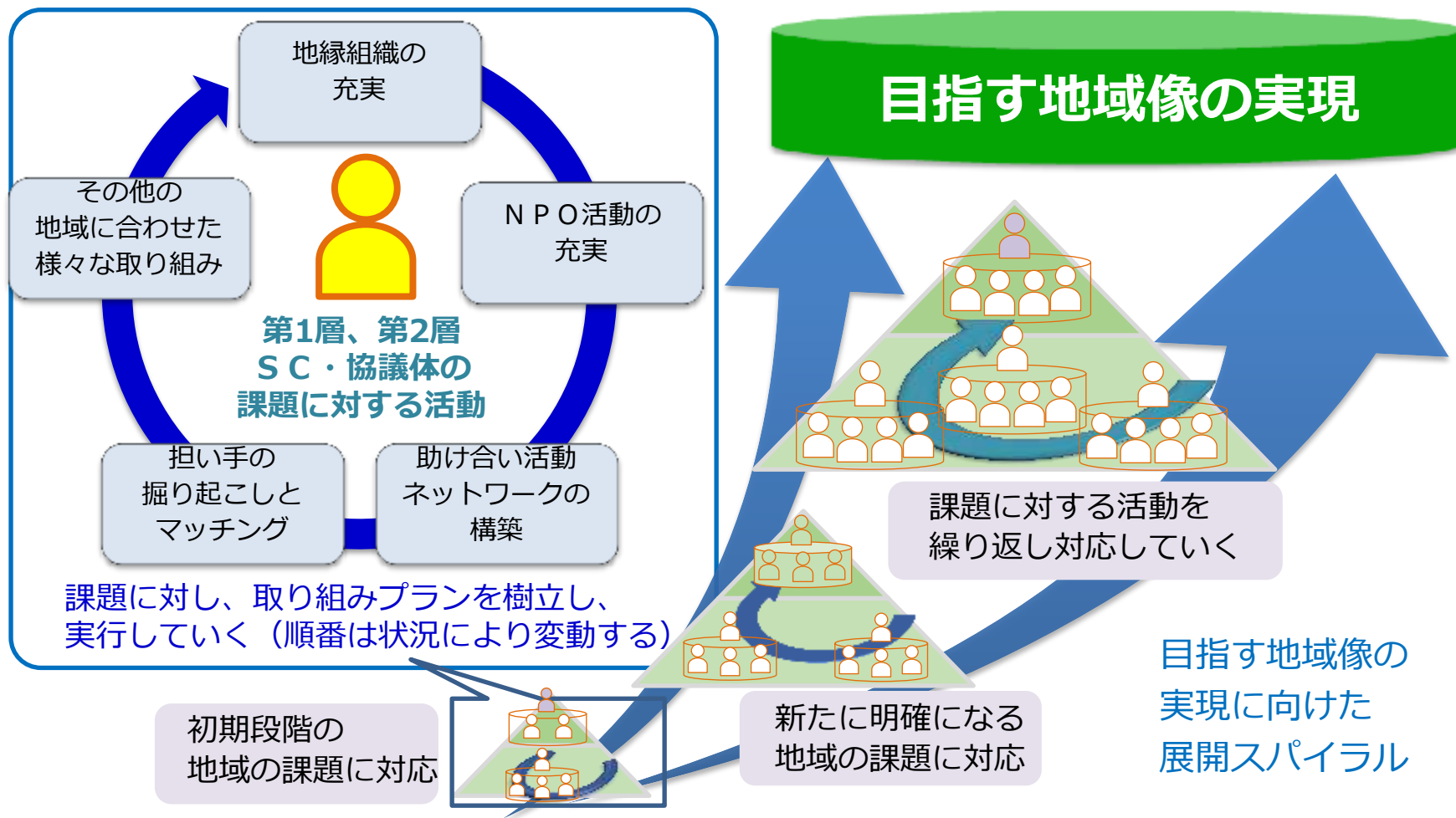
●ステップ3 助け合いの創出・充実－地域の課題解決

地縁、NPOなどの助け合いの取り組みを活性化しながら、必要な活動をつくるとともに、ネットワークしていく。併せて住民に、助け合い活動への参加をさらに働きかけていく。やれる範囲は、最初は活動も地域もやや限定されるが、そのニーズから触発され、担い手が触発され、活動が広がっていくようすすめていく。

地道に、繰り返し対応していくことで、「目指す地域像」の実現に近づけていく



生活支援コーディネーター・協議体による地域の課題解決



※第1層SCは、第1層協議体、第2層SC・協議体とともに継続的に活動する
(SC=生活支援コーディネーター)



生活支援コーディネーターに必要な視点

虫の目

住民のニーズ・思いの把握

鳥の目

担当圏域全体の仕組みづくり

魚の目

多世代・共生の取り組み



生活支援・介護予防・社会参加 の一体化

人の役に立てる・役割がある喜び、ありがとうと言ってもらえるうれしさ、
助けてと気軽に言い合える関係づくり。

出番づくり、役割づくりの支援、生活支援を通しての地域づくり

取り組みのポイント

目指す地域像の確認と共有

自立支援が基本 「尊厳を支える」

多様・多層な助け合いを面として展開

社会参加としての介護予防、いきがいの創出 「自助と互助」の連携

助け合いを他の活動やサービスと
幅広くネットワーク

双方向・共生の助け合い 誰もが支え手

地域を変える・意識を変える・笑顔に変える



助け合いを広げていく際の取り組みの視点(確認のポイント)

住民が「自分事」として考えられるような機会づくり・情報の提供

ワークショップなどの積極的な場づくり、運営自体への参加促進。自分たち自身の問題と受け止めてもらうことで、参加意識を高める。

答えを「決めて渡す」のではなく、「共に考えていく」

助け合い活動を創出し定着するには時間がかかるので、効率を求めない。

やる気を後押しし、ブレーキをかけない。

既存の地域資源やつながりは最大限生かす。新たな取り組み意欲を押しつぶさず、住民がやりたい活動から進めていく。

目指す地域像（こうありたいという目標）を共有する

どのような地域にしたいかを共有した上で、どんな活動がほしいか、自分ができることは何かを問いかけ、助け合いの必要性・身近さを自然に認識してもらう。

高齢者自身も担い手として参加できるよう多分野の活動に視野を広げる

社会参加による介護予防・生きがい創出をすすめ、子どもを含めた全世代を視野に、地域の多様な社会資源をつなぎ、組み合わせていく。



今、あなたを支えてくれている人は誰ですか？

一方的に支えることは大変。

でも、支え合うことは楽しいもの

あなたが地域でできることは何ですか？



要支援者の方はもちろん、寝たきりの方でも、認知症の方でも、できる役割はさまざまにあります。

たとえ人生の終末期であっても、在宅での暮らしによって、地域の子どもたちに、「老いること」「人の死」「命の尊さ」を伝えることができます。



多世代の交流が地域のあたたかさを生みます



高齢者、子ども、子育て中の親たち、障がい者、生活困窮者、外国人など、あらゆる人たちが交流して共感がめばえ、助け合いが生まれます。

(NPO法人さわやか徳島 地域の居場所ー「幸せの家・ありがとう」)



自分が支える地域は
自分を支えてくれる地域です

できることでつながることで
地域に笑顔が広がります



全国で様々な ふれあい・助け合いの 活動が広がっています



地域包括ケア推進モデルハウス(『実家の茶の間』協働運営)

子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現を目指し、支え合いのしくみづくりをすすめるための拠点として設置している新潟市のモデル事業。市が空家を借上げ、任意団体「実家の茶の間」との協働運営で開設しています。河田珪子氏のノウハウを継承・波及していく新潟市の地域包括ケアシステム構築の要となっています。



(新潟市資料から)

＜物件データ＞

新潟市東区紫竹4丁目21-62
 間取り: 9SLDK(建物面積288㎡)
 駐 車: 6台 築 年: 昭和44年

実家の茶の間の理念

『実家の茶の間』は人と人がつながる場。
 人と社会がつながる場。
 人の役に立ち、自分を活かす場。
 一方的にお世話をしたり、されたりするのではなく、気軽に助け合える場。
 『実家の茶の間』の利用者とはサービスの利用者ではなく、“場”の利用者です。

- ◆毎週月水曜日(祝日も開催)
- ◆午前10時～午後4時まで
- ◆参加料300円(茶菓代)
 ※こどもは無料
 ※紫竹以外の方 年会費2,000円
- ◆食事をされる方別途300円
- ◆毎月第3水曜は保健師による
 ころやからだ、暮らしの
 相談会を開催。



新潟県新潟市 「実家の茶の間」の取り組み

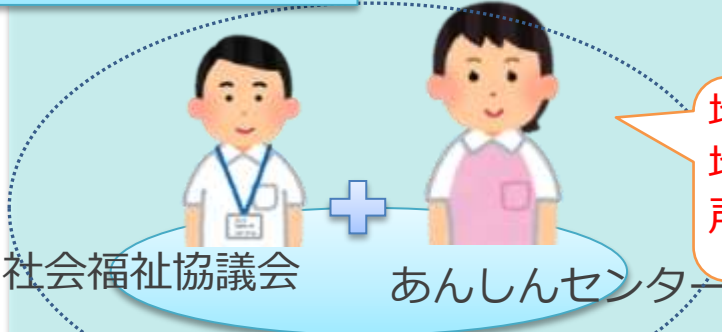
地域の人がみんなが集まる居場所と助け合い



おおづかみ勉強会 地域のキーマンを探す (おおづかみ方式)

大づかみ勉強会
・介護制度改正
・支え合い体制

鳥の目！



地域づくりに関心のある方
地域で活動している方等に
声掛け役（推進役）



第2回以降の勉強会

推進役が中心となり、協議体の役割と目的、地域アセスメントについてのワークショップ、情報共有、意見交換を中心に行っています。

第1層SC

高崎市長寿社会課

あんしんセンター

社会福祉
協議会

こんな支え合い
があるよ！

こんな良いところ
や困ったところ
があるよね！

知らないこと
いっぱい
あるな～！

協議体って
何？

協議体発足

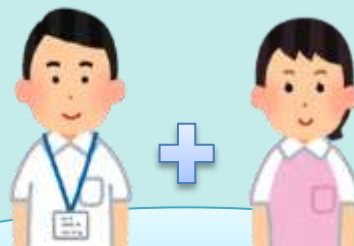
協議体発足

- ・ 目指す地域像の決定

協議体としてまちづくりを推進



住民 + 多様な主体



社会福祉協議会 あんしんセンター

一員として参加



高崎市長寿社会課

バックアップ
政策決定の役割

協議体

各第2層協議体の「目指す地域像」

■ 榛名地区



ほっとかないよ！
笑顔広がる榛名の地
～気にかけて 声かけ 支え合う～

■ 倉淵地区



あんじゃあねえ！
自然と共に 担い手志願

■ 城東・東部地区



で愛、ふれ愛、ささえ愛
～つながろう住みなれた町で～

■ 岩鼻地区



あいさつで笑顔広がる町づくり

第2層協議体会議 ～新町地区～

協議体発足：2016年4月

構成メンバー：区長、民生委員、ボランティア団体、商工会議所、
社会福祉法人、高齢者あんしんセンター、社協、行政



人口：12,196人 高齢化率：28.4%

※2016年5月20日時点

「あったらいいな！が実現できる町 ～私たちの力で～」

回覧板での協議体発足周知、アンケート調査(買物)、
資源マップ作成、集いの場に関する調査